

※ 旧AIU損害保険株式会社のプレスリリースになります。

ABPR130007

プレスリリース

2013年4月1日

海上保険『CargoLITE』で企業の保険加入を簡素化 ～ 外航貨物海上保険のパッケージ型商品を発売 ～

AIU損害保険株式会社(代表取締役社長 兼 CEO 小関誠、以下AIU保険会社)は、貿易に携わる企業の皆さまに手続きが簡素化されたパッケージ型の外航貨物海上保険『CargoLITE』の発売を4月1日より開始いたします。

経済のグローバル化に伴い、国際貿易・物流オペレーションに関わる機会が増え、貨物輸送におけるリスクマネジメントの重要性が非常に高まっております。AIU保険会社では、このたび貿易額^(*)が3億円未満のお客さまを対象に支払保険金5,000万円を限度として、シンプルな保険料体系、輸送ごとの確定通知不要、各種保険証書類発行の省略、その他ニーズの高い特約をパッケージにした新商品『CargoLITE』を開発しました。手続きの少ない保険手配と充実した補償内容で皆さまのリスクマネジメントのお手伝いをいたします。

なお『CargoLITE』は、海外進出する中小企業向けに開発した専用商品WorldRisk®の姉妹商品です。

(*)貿易額とはCIF(Cost, Insurance & Freight:輸出者が貨物の運賃と保険料を負担)条件での輸出やFOB(Free On Board:輸入者が貨物の運賃と保険料を負担)条件での輸入など、日本で保険手配が必要な貿易額(CIF価額)です。

主な特長:

前々年度の貿易額に応じて決定される年間暫定保険料により、輸送ごとの保険料計算が不要で、毎月の保険料支払いも不要です。

	プランA	プランB	プランC	プランD
前々年度実貿易額	1.5億円未満	1.5億円以上2億円未満	2億円以上2.5億円未満	2.5億円以上3億円未満
年間暫定保険料	15万円	20万円	25万円	30万円

輸送ごとに船積情報を事前報告する確定通知は不要で、月間報告も必要ありません。年に1回確定した貿易額をご報告いただき、暫定保険料との精算を行なうため保険手続きが簡易です。

確定通知を行なわないため、Certificate(証明書)やDebit Note(海上保険明細)など各種保険証書類は発行いたしません。

輸出の場合: Non Policy方式^{(*)2}または、Insured Invoice方式^{(*)3}採用

輸入の場合: 税関へ包括保険扱いを申請

(*)2 Non Policy方式とは輸送ごとの保険証書類の発行を行わないことです。

(*)3 Insured Invoice方式とは保険契約に関するデータをお客さま自身でご記入いただき、インボイスに挿入していただく方式です。インボイスそのものが保険証書類の機能を持ちます。

協会貨物約款(貨物保険に関する国際標準的補償)に加えて充実した補償を特約として予めパッケージしています。

- ・ 損害を受けた貨物を廃棄、片付ける費用(1事故30万円限度)《廃棄費用特別約款》
- ・ ブランド品が損害を受けた場合、それらの価値を保護する特約《ブランド保護特別約款》
- ・ 外装に異常が無く損害発見が遅れた場合、本船荷卸後も事故報告受理(30日以内)《開梱遅延特別約款》
- ・ 修理・交換部品(機械類)を航空便で送る場合の航空運賃費用《修繕特別約款》
- ・ 貨物損害鑑定人の立ち合いを省略(損害見込額30万円以下)《サーベイ不要特別約款》
- ・ 損害により代替品を航空便で輸送する場合の航空運賃費用《輸送費用特別約款》

AIU保険会社は、世界のマーケットで培われたノウハウを活かして、輸出入ビジネスを展開されているお客さまのニーズに合ったさまざまなソリューションプランをご提供してまいります。

最終更新日: 2013/04/01 CO-00045P

© AIG, Inc.